

石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテスト競技要領

1 基本的事項

(1) 競技の主眼

本競技は、危険物施設等の火災に対する高所からの泡放水を想定した競技であり、活動・操作の安全性及び確実性を主眼とし、基本的な活動の体得、チームワークの醸成、士気・規律の向上をもって、自衛防災組織及び共同防災組織（以下、「自衛防災組織等」という。）の防災業務の技能向上を図ることとする。

(2) 使用車両

使用車両は、自衛防災組織等に配備する大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。以下同じ。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。以下同じ。）とし、以下の7つのパターンによるものとする。なお、パターンBまたはCで参加する場合には、大型化学高所放水車の高所放水機能のみ使用するものとする（ただし、競技実施隊員については、「(4)イ（ア）」の通りとする。）。

- A 大型化学高所放水車及び泡原液搬送車
- B 大型化学高所放水車及び大型化学消防車
- C 大型化学高所放水車及び甲種普通化学消防車
- D 大型高所放水車及び大型化学消防車
- E 大型高所放水車及び甲種普通化学消防車
- F 普通高所放水車及び大型化学消防車
- G 普通高所放水車及び甲種普通化学消防車

(3) 想定

事業所内の屋外貯蔵タンクで火災が発生したとの情報により、自衛防災組織等の消火中隊が出場。出場途上、タンク上部から黒煙が噴出しているのを確認したため、現場到着後、ただちに消火活動を開始するもの。

(4) 競技実施隊員

競技実施隊員の構成は、下記のとおりとする。

ア Aの場合

- (ア) 大型化学高所放水車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名^{*1}
- (イ) 泡原液搬送車小隊・・・小隊長1名、機関員1名

イ BからGの場合

- (ア) 大型化学高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名、隊員3名^{*1}
- (イ) 大型高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名
- (ウ) 普通高所放水車小隊・・・小隊長1名、機関員1名
- (エ) 大型化学消防車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名^{*1}
- (オ) 甲種普通化学消防車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、隊員2名^{*1}

*1 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第6項に該当し、省力化している旨の現況届出書（石油コンビナ

ート等災害防止法第 16 条第 5 項) を提出している場合は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 17 条の 3 第 2 項に規定する人数とすることができる。

(5) 隊員の服装

ア 自衛防災組織等が定める防火服とする。

イ 次に定めるゼッケンを付けること。

(ア) 中隊長「中」、小隊長「小」、機関員「機」、隊員「1」、「2」、「3」

(イ) 大きさ(基準)は、縦 24 センチメートル・横 25 センチメートル

(ウ) 地は白色、黄色及び橙色のいずれかの一色とする。

(エ) 文字及び数字(アラビア数字)は黒色とする。

(オ) ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと。

(カ) 取付け方法は、問わない。

(6) 実施場所

実施場所は、当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所内とする。

(7) 審査範囲

次項における開始報告から終了報告までを行動審査の範囲とする。

(8) 水利

水利は、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」第 10 条または第 12 条に規定する消火栓、貯水槽または河川等とする。

(9) ホースまたは吸管

ホースは、使用圧力 1.3MPa (13 kg f/cm²) 以上、内径 65 ミリメートル又は 75 ミリメートルの消防用ホースとする。なお、ホースの長さ、本数は競技内容に合わせて各事業所で決定するものとする。

吸管は、消防用吸管とし、消火栓から取水する場合には、消火栓の圧力に耐えうるものを使用するものとする。

(10) 想定火点の位置

想定火点の位置は、事前に中隊長と審査長で協議し、各事業所の施設の配置等を考慮して設定し、明確に位置が確認できるように可能な限り目印等を設置することとする(高所放水車から、概ね 15m 以上距離を置くこととする。)

(11) 放水

放水は水のみとする。なお、化学消防車による泡混合操作は、該当部分に触れること等による模擬操作とし、泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液についても、ポンプ操作にかかる部分に触れること等による模擬操作のみとする。

2 競技実施の流れ

(1) 競技準備

ア 想定火点の設定(1(10)のとおり。)

イ 各定位置及び待機線等の設定

ウ 車両は、火災現場に到着直後の状態とし、エンジンは停止して部署しておく。

エ 車両には車輪止めを設定し、窓を開放しておく。

オ 競技実施前には、任務分担及び乗車区分に基づき車両・機械器具の点検を行うこととする。

(2) 集合・整列・点呼

中隊長は集合指揮位置に立ち、「集まれ」の号令をかけ各小隊長、機関員、隊員（以下「全隊員」という。）を待機線に集め整列させ、「番号」の号令により点呼を実施する。

点呼実施後、中隊長は「整列休め」の号令により全隊員を待機させ、中隊長待機位置へ移動し審査長の「開始報告」の号令を整列休めの姿勢で待つ。

(3) 開始報告

中隊長は、審査長が審査長定位に移動を始めたなら、「気をつけ」と号令し、審査長の「開始報告」の号令の後、報告位置で「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を開始します。」と報告し、中隊長指揮位置に至る。

(4) 乗車

中隊長の「乗車」の号令により、全隊員が乗車する。中隊長は、全隊員の乗車を確認後、乗車する。

各車両の小隊長は、自隊員（中隊長も含む）の乗車を確認後、「エンジン始動」の号令をかけ、各機関員にエンジンを始動させる。

(5) 競技開始

審査長の「操作はじめ」の号令により、競技を開始する。

なお、当該「操作はじめ」の号令から審査長が高所放水車の継続的な放水を確認し、旗を上げるまでを計時審査の範囲とする（詳細は「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領」参照）。

(6) 競技・放水・放水中止

高所放水車からの放水を実施する。詳細は、「3 競技・放水・放水中止実施上の留意事項」参照

(7) 競技終了

ア 審査長が、放水停止を確認した後、「操作やめ」の号令をかける。

中隊長は、「操作やめ」の号令を受けた後、中隊長指揮位置に至り「おさめ」と号令をかける。「おさめ」を受命した隊員により消火栓を閉止後、各車両のエンジンを停止し、全隊員は待機線に集合する。

イ 放水塔及びホース（吸管を含む）の収納は省略する。

(8) 点検

全隊員が待機線に集合後、中隊長は集合指揮位置に移動し「点検報告」と号令し、全隊員から点検報告を受ける。

(9) 終了報告・解散

中隊長は点検報告後、「整列休め」の号令により全隊員を待機させ、中隊長待機位置へ移動し整列休めの姿勢で待つ。審査長が審査長定位に移動を始めたなら、「気をつけ」と号令する。

審査長からの「終了報告」の号令後、報告位置へ移動し「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、放水訓練を終了しました。」と報告する。審査長が審査長定位から離れた後、中隊長は回れ右をし、

集合指揮位置へ移動し待機線で整列している全隊員を「わかれ」の号令により解散させる。

3 競技・放水・放水中止実施上の留意事項

(1) 全般的事項

- ア 競技は、安全確保を最優先するとともに各種操作は確実にを行うこと。
- イ 競技においては、必要以上のかけ足移動は、求めないものとする。
- ウ 隊員及び機関員は小隊長により、小隊長は中隊長により下命を受け活動等を行うものとする。
ただし、非安全行為等がなされようとする際は、この限りではない。
- エ 各隊長より受命した全隊員は、下命した者に対し受命した旨を意思表示することで、確実な伝達を実施すること。
- オ 全隊員は、操作内容の実施状況や実施結果の報告等を通して、積極的に各隊長の指揮下に入る
こと。
- カ 隊員等が中隊長及び機関員の専任部分を兼務することはできないこととする。
- キ 全隊員は、使用車両・機械器具に精通するとともに、これらの愛護に心掛けることとする。
- ク すべての操作、安全確認時には、「指差呼称」を実施するものとする。
- ケ 放水塔伸張時及び伸張後の、放水塔の垂直下部投影面の横切り移動は禁止とする。

(2) 中隊長について

- ア 中隊の指揮をとること。
- イ 全隊員を掌握でき、小隊長に確実に下命できるよう、適宜適切な位置に移動し指揮をとること。
- ウ 隊員の動作及び操作を十分に監視し、中隊全ての安全管理を行うとともに、活動内容を掌握す
ること。
- エ 下命は、簡潔明瞭かつ適切であること。

(3) 小隊長について

- ア 自己小隊の指揮をとること。
- イ 各隊員を掌握でき、確実に下命できるよう、適宜適切な位置に移動し指揮をとること。
- ウ 自隊の安全管理を実施すること。
- エ 下命は、簡潔明瞭かつ適切であること。

(4) 機関員について

- ア 高所放水車の機関員は、安全操作を心がけ、急激な塔操作、バルブ操作及びポンプ操作は行わ
ないものとする。
- イ 化学消防車等及び泡原液搬送車の機関員は、安全操作を心がけ、急激なポンプ操作及びバルブ
操作は行わないものとする。なお、化学消防車等による泡混合操作及び泡原液搬送車から大型化
学高所放水車への送液にかかるポンプ操作等は模擬操作とするが、模擬操作の際には、操作にか
かる動作や指差呼称等を確実に実施すること。

(5) 各操作要領

- ア 水利部署要領
水利部署は、消火栓 1 基から双口で取水することとし、接続は消防用ホースまたは消防用吸管

を使用するものとする。また、貯水槽又は河川等から取水する場合は、消防用吸管を使用するものとする。

イ ホースの格納要領

ホースの格納位置（ボックス内又はホースカー）及び格納状態（2重巻き又は島田折）については問わないものとする。ただし、競技開始時、車両は、火災現場に到着直後の状態とするため、各種資機材もこれに準じる形で格納するものとする。

ウ ホースの搬送及び展張要領

ホースの搬送及び展張については、両手又は片手でも可とする。ただし、安全操作及び機械器具の愛護に心掛け、カップリング金具の著しい振り回し、落下、投げ捨て、蹴飛ばし等の危険行為をしないようにすること。

ホース展張については、手びろめ、島田折展張及びホースカー等を用いた展張とする。

なお、各隊員の競技中におけるホースの搬送及び展張については、消火活動や安全管理に支障のないように実施すること。

エ ホースの結合要領

ホースの結合は、オス金具とメス金具を結合した後に、確実に結合しているかを確認することとする。なお、消火栓に吸管を結合する場合も同様とする。

オ 車両への乗車及び降車前後の操作要領

機関員は、「操作はじめ」後の降車時に自車の車輪止めが設置されていることを確認することとする。また、隊員は安全な乗車及び降車を実施することとする。

カ 車両の操作要領

- (ア) 車両の操作要領は、原則として各事業所の配備車両の取扱要領のとおりとする。
- (イ) アウトリガーの張出しとジャッキアップは個別に操作する。ただし、個別設定の出来ない車両については、この限りではない。
- (ウ) アウトリガーの張出し前には、設定場所の地盤面の安全確認を実施すること。
- (エ) アウトリガーの張出し及びジャッキアップ操作中は、機関員及び隊員等がアウトリガー周辺の安全管理を実施し、緊急時には機関員が直ちに停止できるようにするものとする。
- (オ) アウトリガー張出し後、スプリングロックの作動状況を確認し、さらにジャッキアップ終了後、アウトリガーを触れることにより荷重状態の確認を実施すること。なお、スプリングロック機能の無い車両については、車輪止めを再設定するものとする。
- (カ) アウトリガーの接地面には敷板を設置するものとする。
- (キ) アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中は、車両に対して同じ側にあるアウトリガーの先端2点を結ぶラインから車両までの領域及びこの周辺への立ち入りを禁止する。
- (ク) 高所放水車へのホースの結合はジャッキアップ実施後とする。

キ 放水要領

- (ア) 高所放水車の正面中央を0°とし、放水塔基部を中心に放水塔を概ね45°の位置に旋回させ放水するものとし、放水ノズル（塔）の高さは全伸張とする。ただし、塔高さが20m以上であるということが確認できる車両の場合は、20m以上の高さとなるよう伸張するものとする。
- (イ) 放水塔を旋回・伸張後に、中隊長が、「放水はじめ」を下命する。

(ウ) 機関員は、「放水はじめ」を受命したら、放水ノズルを下にむけたままの状態「放水はじめ」と復唱し放水を開始する。放水活動に伴い、エンジン回転数が上昇・下降などの場合は、適宜各機器を調整し、継続的な放水かつ放水量 2,000ℓ/min を確認したら「放水量よし」と小隊長に報告を実施し、想定火点に向けて放水する。

(エ) 想定火点への放水を確認できたら、中隊長は「放水やめ」と下命する。

(オ) 機関員は、「放水やめ」を受命したら、ポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめる。

(カ) 中隊長の「おさめ」を受命したら、消火栓を閉止後、P T O等をO F Fにし、エンジンを停止する。

(6) その他

ア 審査長が、著しく危険と判断した場合は、直ちに競技を中止するものとする。

イ その他詳細事項は、「別紙1 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技フロー」及び別図1-1から別紙1-5又は別図2-1から別図2-5による。